



## 市と災害時応援協定を締結／お客様センター業務を開始

秋田管工事業協同組合（高橋正男理事長）は3月31日、秋田市と災害時応援協定を締結し、市役所で締結式を執り行った（写真左）。協定発効日は3月31日付。

市と協定を締結したのは、上下水道局のお客様センター業務を4月1日から受託する秋田市上下水道サービス㈱の構成事業者である同組合と㈱PUC（小山隆代表取締役社長）。今回の協定は、災害等の発生により上下水道施設が被害を受けた場合における迅速な応急給水活動、水道施設の迅速な復旧、市民への情報提供、効果的な現場広報活動等の応援活動への協力を取り決めた。組合は、平成7（1995）年、秋田市水道局と災害時の上下水道施設復旧活動について協定を締結済みだが（平成21年に見直し）、このたび新たに応急給水の応援活動を加えて、秋田市と協定を締結した。

締結式には穂積志市長、中野鋼一水道事業管理者、組合から高橋理事長と山岡緑三郎・本多秀文の両副理事長、佐藤常務理事が出席。PUCからは、小山社長、宮本健一管理本部長ら幹部が出席した。

調印後、穂積市長は、「人間の命の糧は水。災害時に市民に水を供給できるよう協力していただけることは心強い。市民の安全・安心のために引き続きご尽力いただきたい」と挨拶した。高橋理事長は「水道というライフラインの復旧は我々以外に当たるものはないという自負もある。災害には決まった形がない。その時に臨機応変に対応していきたいと思う」と抱負を述べた。

翌4月1日、秋田市上下水道サービス㈱による上下水道局お客様センターの業務が開始され、これに先立ち、お客様センター業務開始式が行われた。穂積市長、高橋理事長、小山社長がテープカットを行った（写真右）。

同局では、お客様サービスに関連する業務全般を対象に包括的民間委託を導入。委託を実施するにあたっては、「水道料金徴収業務」と「メーター関連業務及び漏水修理等業務」を別々に公募し、受託候補者決定後に両者がSPCを設立するという方式をとった（詳細は本誌3月号に既報）。



協定締結式で協定書を取り交わす（右から）高橋理事長、穂積市長、小山社長



テープカットする（左から）高橋理事長、穂積市長、小山社長

## 災害時応援協定書

秋田市（以下「甲」という。）と秋田管工事業協同組合（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害および大規模な事故等（以下「災害等」という。）が発生し、水道施設が被害を受けた場合における応急復旧および応急給水活動等（以下「応急復旧活動等」という。）の応援に関し、次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 この協定は、市民のライフラインである水道に関し、その事業の役割と責任の重大性の共通認識に立ち、災害等の発生により、甲が乙の協力を得て行う応急復旧活動等を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

### （応援要請）

第2条 甲は、災害等の発生時において実施する応急復旧活動等に乙の応援が必要であると認めるときは、乙に対し応急復旧活動等への応援を要請することができる。

2 甲は、他都市等からの応援要請を受けて実施する応急復旧活動等に際し、乙の応援が必要であると認めるときは、乙に対し応急復旧活動等への応援を要請することができる。ただし、実施細目については、甲乙協議の上、決定するものとする。

### （要請手続）

第3条 前条に規定する要請は、災害の状況、応援場所、活動内容、必要とする人員、資機材その他の必要な事項を明示した文書により行うものとする。ただし、文書によることが困難なときには、口頭、電話等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

### （応援活動および指揮）

第4条 乙は、甲から応援の要請を受けたときは、速やかに応急復旧活動等を行うための体制を確立の上、必要な人員、資機材等を出動させ、甲が行う応急復旧活動等に可能な限り協力するものとする。

2 前項の規定による応急復旧活動等への応援に係る現場指揮および連絡調整に関しては、甲が行うものとする。

### （活動報告）

第5条 乙は、応援活動が終了したときは、その措置内容を口頭、電話等により甲に報告した後、速やかに文書で提出するものとする。

### （費用負担）

第6条 甲の要請に基づき、乙が応援活動を実施した場合に要する経費は、甲の定める基準により、甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、乙が応援活動に参加した乙の組合員を集約の上、一括して請求事務を執り行うものとする。

(労災および損害補償)

第7条 甲の要請に基づき乙が実施する応援活動において、乙の組合員およびその従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の組合員の労災保険により補償するものとする。

2 甲の要請に基づき乙が実施する応援活動により、第三者に損害を与えた場合は、甲乙協議の上、対処するものとする。

(訓練)

第8条 甲および乙は、この協定の目的を達成するため、必要に応じ共同訓練を実施するものとし、両者はこれに積極的に参加するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項およびこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間満了の日の1箇月以前に甲又は乙から変更又は解除の申入れがないときは、さらに1年間継続するものとし、以後この例による。

この協定の締結の証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年3月31日

甲 秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市長 穂積 志

乙 秋田市山王臨海町3番18号  
秋田管工事業協同組合  
理事長 高橋正男